

催物（イベント等）開催について

R2.5.25宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
資料4「宮城県における新型コロナウイルス感染症対策
(5月26日以降)について」抜粋

資料 6

区域：宮城県全域 期間：令和2年5月26日から7月31日まで

「新しい生活様式」や業種ごとに策定される**ガイドライン**に基づき、**適切な感染防止策**をお願いします。

各段階の一定規模（「イベント開催制限の段階的緩和の目安」参照）以上の催物等の開催については、**リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期**するよう、主催者に慎重な対応をお願いします。

催物等の開催にあたっては、その**規模に関わらず**、「三つの密」が発生しない席配置や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」等、**基本的な感染防止策**（※）が講じられるよう、主催者に対して強くお願いします。

また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）、接触確認アプリの活用等をお願いします。

一定規模以上の催物等については、「**イベント開催制限の段階的緩和の目安**」のとおり、段階的な開催等の対応をお願いします。

※感染防止策の取組例

…人と人との間隔を十分確保する、大声での発声・歌唱や声援・又は近接した距離での会話等が想定される場合はマスク着用や適切な距離を確保する、その他、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、室内の換気等を行う、催物の開催中や前後における選手・出演者や参加者等に対する主催者による感染防止のための要請等、など

1

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月26日～ ※ステップ②含む	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔	200人
ステップ② 6月19日～ ※ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔	1,000人
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5,000人（※）
	屋外	十分な間隔	5,000人（※）

（注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

※ 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、
施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者は、そのイベントの開催要件等について、県に事前相談願います。

2

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等
【移行期間】 ステップ① 5月26日～ ※ステップ①含む	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、人と の間隔を十分確保できないもの等は慎 重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を 十分確保できないもの等は慎重な対 応	×	全国的・広域的 △ 【100人又は50% (屋外200人)】 *特定の地域からの来 場を見込み、人数を管理 できるものは可
ステップ② 6月19日～ ※ステップ①から約 3週間後	○ 【1,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人と の間隔を十分確保できないもの等は慎 重な対応、管楽器にも注意	○ 【1,000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を 十分確保できないもの等は慎重な対 応	○ 【無観客】(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者 による試合中・前後における選手等へ の感染防止のための要請	× ○(×)
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②から3 週間後	○(※) 【5,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は 厳格なガイドラインによる対応	○(※) 【5,000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を 十分確保できないもの等は慎重な対 応	○(※) 【5,000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合 中・前後における選手・観客等への感 染防止のための要請	*特定の地域からの来 場を見込み、人数を管理 できるものは可

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

※ 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、
施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者は、そのイベントの開催要件等について、県に事前相談願います。